



平成 20 年 11 月 5 日

各 位

会社名 川 田 工 業 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 川 田 忠 裕
(コード番号 5931 東証・大証 第 1 部)
問合せ先 常務取締役総務・人事・ 金 井 洋
コンプライアンス担当
(TEL. 03-3915-4321)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 11 月 27 日開催予定の臨時定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 20 年 9 月 8 日付「単独株式移転方式による持株会社設立に関する取締役会承認決議のお知らせ」にて公表しましたとおり、同臨時株主総会決議により「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決されますと、株式移転設立完全親会社の成立の日に当社の株主は株式移転設立完全親会社「川田テクノロジーズ株式会社」1 名となりますので、定時株主総会等の基準日制度はその必要性を失うこととなります。これに伴い、現行定款第 13 条の定時株主総会等の基準日に関する規定を削除するとともに、現行定款第 14 条以下の条数を各 1 条ずつ繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

次に掲げる「現行定款・変更定款案対照表」に記載のとおりであります。

現行定款・変更定款案対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案 (削 除)
<p><u>第 13 条 (基準日)</u> 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>	
第 14 条	第 13 条
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
第 52 条	第 51 条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 11 月 27 日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 21 年 2 月 27 日

※ ただし、効力発生日につきましては、同臨時株主総会決議により「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決されること、平成 21 年 2 月 27 日の前日までに承認いただいた株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件とします。

以 上